

# ○東京藝術大学出版会細則

〔平成19年7月23日  
制 定〕

改正 平成25年10月24日 平成28年3月24日

平成31年3月6日

## (趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学理事室規則第6条の規定に基づき、東京藝術大学出版局（以下「出版局」という。）の出版に関する組織及び運営について定めるものとする。

## (名称)

第2条 前条における出版に関する組織名称は、東京藝術大学出版会（以下「出版会」という。）とする。

## (目的)

第3条 出版会は、芸術、学術関連図書等及び教科書の刊行、頒布を主たる事業とし、本学の研究とその成果の発表を助成するとともに、芸術、学術、教育、文化の振興、発展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第4条 出版会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 出版会の年間事業に関すること。
- (2) 出版会の運営に関すること。
- (3) 出版会の財務に関すること。
- (4) 出版会の広報に関すること。
- (5) その他出版会の管理運営に関すること。

2 出版会は、毎月又は必要に応じ、前項に掲げる各業務について、出版局に報告しなければならない。

## (組織)

第5条 出版会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 出版局室長
- (2) 出版局室員
- (3) 各学部事務長
- (4) 映像研究科事務長
- (5) 附属図書館事務長
- (6) 大学美術館事務長
- (7) 千住校地事務センター事務長
- (8) その他会長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員は、学長が任命する。

## (任期)

第6条 前条第8号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第7条 出版会に会長をおき、出版局室長をもって充てる。

2 会長は、出版会の業務を総括する。

(副会長)

第8条 出版会に副会長を置き、第5条に掲げる委員のうちから、会長が指名する。

(編集部)

第9条 出版会に、出版にかかる企画・編集等実務を処理するため、編集部を置く。

2 編集部に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 出版会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成19年8月1日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に委嘱される第5条第1項第7号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月6日から施行する。